

令和 7 年度砂利採取業務主任者試験案内

岐阜県商工労働部商工労働政策課

1 試験科目及び出題範囲

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

2 試験の期日及び時間

令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金） 午前 1 0 時から正午まで（1 2 0 分）

3 試験場所

岐阜県庁議会棟 1 階 第 1 会議室（岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号）

4 受験手続

(1) 受験願書等の配布

ア 窓口配布

受験願書及び添付書類用紙一式は、次の場所で配布します。

- (ア) 岐阜県商工労働部商工労働政策課 鉱政・亜炭鉱廃坑対策係（県庁 1 0 階）
- (イ) 岐阜県商工労働部岐阜地域産業労働室（県庁 1 0 階）
- (ウ) 各県事務所振興防災課（東濃県事務所は産業労働課）

イ 郵便による請求

次の点に注意して、下記の送付先まで請求してください。

- (ア) 封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書等請求」と朱書してください。
- (イ) 上記（ア）の封筒に返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封してください。

返信用封筒には、あて先（受験願書等送付先）の郵便番号、住所、氏名を明記し、1 1 0 円切手（3 部まで送付可）を貼ってください。

- 送付先：商工労働部商工労働政策課 鉱政・亜炭鉱廃坑対策係
〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号

※ インターネットで受験を申し込む場合は、受験願書等は不要です。

(2) 申込方法

ア 郵送又は持参による受験申込み

受験願書等に必要事項を記入し、受付期間内に岐阜県商工労働部商工労働政策課へ提出してください。

- (ア) 受験手数料として岐阜県収入証紙 8, 1 0 0 円分を貼付してください。
- (イ) 収入証紙は各県事務所、金融機関（十六銀行、大垣共立銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合）等で販売しています。（国の収入印紙ではありませんので間違いのないようにしてください。）
- (ウ) 貼付した収入証紙は消印をしないでください。
- (エ) 受験手数料は申込みが受理された後は返却できません。
- (オ) 添付書類等

①写真

縦 6 cm、横 4 cm とし、受験願書提出前 6 か月以内に撮影した正面上半身像（無帽）で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入してください。

②受験票

郵便ハガキ（受験票）の表面には、あて先（受験票送付先）の郵便番号、住所、氏名を、また、裏面には氏名を記入してください。※印欄は記入しないでください。

イ インターネットによる受験申込み

県ホームページの「砂利採取業務主任者試験受験申込フォーム」より、下記に留意して申し込んでください。（URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6370.html>）

(ア) 必要事項を入力し、受験者の写真ファイル(受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身像(無帽))を添付してください。なお、ファイル名は受験者の氏名としてください。

(イ) 受験手数料(8,100円)をクレジットカードで決済してください。ただし、申込受付後は手数料を返還できませんのでご注意ください。

※ 利用できるクレジットカード

V I S A、M a s t e r、アメリカン・エクスプレス、J C B、D i n e r s

(3) 受付期間

ア 郵送又は持参による受験申込み

令和7年10月1日(水)から令和7年10月15日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の毎日、午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、次の点に注意して、下記送付先へ送付してください。

(ア) 必ず「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書等在中」と朱書してください。

(イ) 提出書類(記載事項を含む)に漏れがないか送付前に確認してください。

(ウ) 10月15日(水)までの消印のあるもの(料金後納又は料金別納郵便など消印が確認できない場合は10月15日(水)までに到着したもの)に限り受け付けます。

○ 送付先：岐阜県商工労働部商工労働政策課 鉱政・亜炭鉱廃坑対策係

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

イ インターネットによる受験申込み

令和7年10月1日(水)午前8時30分から令和7年10月15日(水)まで。

5 試験当日の注意事項

試験当日は受験票(受験申込後、受験票送付先に郵送します。)を持参して、試験開始30分前までに試験場所へ集合し、係員の指示に従ってください。

6 合格者の発表

令和7年11月28日(金)

試験に合格した方の受験番号を県ホームページに掲載するとともに、県庁掲示板に掲示します。また、合格者あて合格証を郵送し、不合格者にはその旨を通知しますが、試験を欠席した方には通知を行いません。

7 試験結果の提供

次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

(1) 提供する試験結果

砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

(2) 提供期間

可否発表の日から1か月間

(3) 提供する場所

情報公開・行政相談窓口(県庁1階 電話 058-272-1111 内線 2317・2318)及び特別窓口(各県事務所)

(4) 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類が必要です。

(ア) 受験票

(イ) 個人番号カード、運転免許証、旅券、その他受験者本人であることを確認できる顔写真が貼付された証明書等のうちいずれか一つ

8 その他

試験について不明な点がある場合は岐阜県商工労働部商工労働政策課鉱政・亜炭鉱廃坑対策係(058-272-8359(直通))へお問い合わせください。